資料３－４

「カロリーハーフ」等の表示に関する考え方をとりまとめました

○　食品に、熱量や栄養成分値に関して、
・　低減された旨の表示（「○○gオフ」、「○○%カット」など）
・　強化された旨の表示（「 ○○%強化」、「 ○○gアップ」など）
といった相対表示を行う際には、栄養表示基準に従う必要があります。
○　例えば、熱量について低減された旨の表示をする場合には、
（1）100g当たり40kcal（清涼飲料水等にあっては、100ml当たり20kcal）以上低減されなければならず、
（2）表示をするに当たっては、以下の事項を表示することとされています。
①比較対象食品を特定するために必要な事項
②低減された量又は割合
（詳しくは、以下URLをご覧ください。http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin90.pdf）

○　その一方で、「カロリーハーフ」や「カルシウム2倍」等を表示する際の栄養表示基準における取扱いが明確に整理されていなかったところです。
○　また、スティックタイプのコーヒーなど、1包装当たりの使用量が異なる食品を比較して相対表示された食品などについて、その表示が、
・100g当たりの比較によるものか
・1包装当たりの比較によるものか
明確ではないとのご意見をいただいているところです。

これらを踏まえ、相対表示に関する考え方をとりまとめ、平成22年5月12日、消費者庁食品表示課長から都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知を発出しました。通知のポイントは以下のとおりです。
現在、「カロリーハーフ」等の表示をする商品であって、今回の通知に合致しないものについては、平成22年9月30日までに表示の適正化を行うよう指導をお願いしているところです。

ポイント1

熱量や栄養成分値に関して「ハーフ」、「2倍」、「1／4」等の表示がなされた場合、栄養表示基準に基づく相対表示に該当するものとし、栄養表示基準に従って表示を行わなければなりません。

栄養成分表示
1杯分（12g）当たり

エネルギー	27kcal
たんぱく質	0.5g
脂質	2.0g
炭水化物	1.8g
ナトリウム	4mg

ポイント2

食品単位当たりの使用量が異なる食品を比較して相対表示を行う場合（この場合は、1杯分当たり12gと16g）、消費者への適切な情報提供の観点から、食品単位当たりの比較である旨（この場合、1杯当たりである旨）を表示することが望ましいです。

※比較対象食品の△△コーヒー（スティックタイプ）1杯分（16g）当たりの熱量は55kcalである。